



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

### ○ 告示

- \*687 不当景品類及び不当表示防止法の規定による身分証明書 (県民生活課)
  - 688 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
  - 689 亀池土地改良区の定款変更の認可(農業農村整備課)
  - 690 日置川土地改良区の定款変更の認可 ( " )
  - 691 遊漁規則の変更の認可 (資源管理課)
  - 692 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意 ( " )
  - 693 基本測量の実施 (技術調査課)
  - 694 平成21年度和歌山下津港ガントリークレーン保守点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (港湾空港振興課)
  - 695 和歌山県警察人事管理システム賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 人事委員会告示
- 7 平成19年和歌山県人事委員会告示第2号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部改正
- 公安委員会告示
- 28 機械警備業務管理者講習の実施
- 公告
- 入札公告 (港湾空港振興課)
  - " (警察本部)

## 告 示

### 和歌山県告示第687号

不当景品類及び不当表示防止法の規定による身分証明書の様式を次のように定める。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条第2項に規定する身分証明書の様式を次のように定める。

平成元年和歌山県告示第404号(不当景品類及び不当表示防止法の規定による身分証明書)は、廃止する。

(表)

	8 cm	
	3 cm	第 号
	写	身 分 証 明 書
	3 cm	所 属
	3 cm	職 名
	真	氏 名
	6 cm	生年月日
	印	
<p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条の第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。</p>		
<p>和歌山県知事 氏 名 印</p>		

(裏)

**不当景品類及び不当表示防止法抜すい**

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

和歌山県告示第688号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社タイコー堂薬局本店	大阪府泉南市信達牧野151番地の12 メゾンアルル1F	有限会社タイコー堂薬局粉河店	紀の川市粉河451-11	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.4.1
医療法人たちばな会	有田郡有田川町小島278番地1	デイサービスセンター西岡	有田郡有田川町小島278番地1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.4.1

和歌山県告示第689号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、亀池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成21年5月11日

和歌山県告示第692号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたとので、同法第112条の2第3項の規定により、公示する。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、毛見浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、箕島町、逢井、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第690号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日置川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第691号

有田川漁業協同組合及び富田川漁業協同組合の第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更については、平成21年5月11日付けで漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

(1) 有田川漁業協同組合

有田郡有田川町徳田113-9

和内共第6号

(2) 富田川漁業協同組合

西牟婁郡上富田町生馬719-2

和内共第18号

2 遊漁規則の変更の内容

次のとおり

(「次のとおり」は省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成21年7月19日まで縦覧に供する。)

3 変更後の遊漁規則の施行の日

和歌山県告示第693号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量(基準点測量)

2 作業期間 平成21年6月1日から平成22年3月12日まで

3 作業地域 橋本市、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡日高川町、日高郡みなべ町、日高郡由良町、東牟婁郡串本町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさみ町、海草郡紀美野町

和歌山県告示第694号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法

令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成21年度和歌山下津港ガントリークレーン保守点検業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成21年度和歌山下津港ガントリークレーン保守点検業務

(2) 契約期間

平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

(3) 業務委託期間

平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成21年5月19日(火)現在において、次の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)に規定する入札参加の停止措置を受けている者でないこと。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 平成6年4月1日以降に元請として、国、都道府県、政令指定都市及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)第三条に規定する国土交通大臣が管理運営を行う者として指定する法人が、発注した和歌山下津港ガントリークレーン保守点検業務と同種同等の業務を受託した実績(実施中のものは除く。)を有する者であること。

(7) 和歌山県が行う調達契約等から暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書(発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届(代表者自身が実印以外の印鑑を使用する場合に提出すること。)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 配置予定者名簿

サ 同種業務等の実績調査

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成21年5月19日(火)時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成21年5月19日(火)から平成21年5月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年5月29日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成21年5月19日(火)から平成21年5月29日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所

和歌山県和歌山市築港6丁目22番地

郵便番号 640-8287

電話番号 073-431-7266

ファクシミリ番号 073-431-7165

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成21年6月6日（土）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年6月15日（月）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成21年6月20日（土）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第695号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察人事管理システム賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察人事管理システム賃貸借

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年5月19日（火）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していな

い者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) この入札に係る契約業務と同規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ この入札に係る契約業務と同規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者又は同要綱附則第4項の規定により情報システムの契約に係る入札参加資格を有するとみなされ入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年5月19日（火）から平成21年5月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4

に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後、平成21年5月29日(金)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部車庫棟1階 会議室

(2) 日時

平成21年5月22日(金)午後5時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年5月20日(水)から平成21年6月1日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所へ提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部警務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110(代表)  
ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成21年6月5日(金)ま

でに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年6月8日(月)までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成21年6月12日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成19年和歌山県人事委員会告示第2号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成21年5月19日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二  
表に次のように加える。

身体障害者を対象とした和歌山県職員採用選考試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
和歌山県アルバイト職員採用試験	第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間	人事委員会事務局

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第28号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成21年5月19日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第2号の業務(以下「2号警備業務」という。)に係る	平成21年7月9日(木)から平成21年7月17日(金)までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	30名

講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(2号)」という。)			
2号警備業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(2号)」という。)	平成21年7月14日(火)から平成21年7月17日(金)までの4日間		
機械警備業務管理者講習	平成21年7月28日(火)から平成21年7月31日(金)までの4日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	20名

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習(2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習(2号)

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員

であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 機械警備業務管理者講習

機械警備業務管理者講習を受講することができる者は、本講習の受講を希望する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、平成21年6月16日(火)から平成21年6月18日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前の下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。
- オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けされた者は、平成21年6月22日(月)から平成21年6月24日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習(2号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 上記2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事して

いたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習(2号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 上記2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(2)のアに該当する者

警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

b 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

ウ 機械警備業務管理者講習の受講予定者

機械警備業務管理者講習受講申込書(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大の写真をちょう付したもの。)

(2) 手数料

手数料は、講習受講申込書提出時に和歌山県証紙により納付すること。

ア 新規取得講習(2号) 38,000円

イ 追加取得講習(2号) 14,000円

ウ 機械警備業務管理者講習 38,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号:073-423-0110(内線 3027又は3028)

公 告

入 札 公 告

平成21年度和歌山下津港ガントリークレーン保守点検業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成21年度

(2) 調達役務の名称

和歌山下津港ガントリークレーン保守点検業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番489地先

(5) 契約期間

平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

(6) 業務委託期間

平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第694号に規定する平成21年度和歌山下津港ガントリークレーン保守点検業務に係る競争



入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市築港6丁目22番地

和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所

(2) 期間

平成21年5月19日(火)から平成21年5月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成21年5月29日(金)午後5時までの休日を除く日の間に和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成21年6月15日(月)午後5時までの休日を除く日の間に和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成21年6月20日(土)までに行う。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県和歌山市築港6丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 2F 会議室

イ 入札日時

平成21年6月29日(月)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、

書留郵便で平成21年6月29日(月)正午までに和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加の停止措置を受けて入札参加停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

<p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。</p> <p>(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所</p> <p>イ 所在地 和歌山県和歌山市築港6丁目22番地 郵便番号 640-8287 電話番号 073-431-7266 ファクシミリ番号 073-431-7165</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p>	<p>(5) 入札金額 月額で入札することとする。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成21年和歌山県告示第695号に規定する和歌山県警察人事管理システム賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部警務部警務課(以下「警務課」という。) 電話番号 073-423-0110(代表) ファクシミリ番号 073-423-0560</p> <p>(2) 期間 平成21年5月19日(火)から平成21年5月25日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、警務課に対して平成21年5月29日(金)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部車庫棟1階 会議室</p> <p>(2) 日時 平成21年5月22日(金)午後5時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部車庫棟1階 会議室</p> <p>イ 入札日時 平成21年6月15日(月)午前10時</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時</p>
<p><b>入札公告</b></p> <p>和歌山県警察人事管理システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。</p> <p>平成21年5月19日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p>	
<p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 事業年度 平成21年度</p> <p>(2) 業務の名称及び数量 和歌山県警察人事管理システム賃貸借 一式</p> <p>(3) 業務の内容 仕様書による。</p> <p>(4) 契約期間 平成21年10月1日から平成26年9月30日まで</p>	<p>エ 開札日時</p>

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを

した者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書作成の要否 要

#### 13 契約の締結における議会の議決の要否 否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課出納係

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。